



**STANDARD**  
TOKYO

2023年8月4日

各 位

会社名 株式会社プロルート丸光  
代表者名 代表取締役社長 森本 裕文  
(東証スタンダード市場・コード番号：8256 )  
問合せ先 管理本部長 佃 真人  
(TEL 06-6262-0303)

## コンプライアンス委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コンプライアンス委員会」の設置及び「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」制定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. コンプライアンス委員会設置の目的

本日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の雇用調整助成金の申請に係る事案に関する第三者調査委員会からの提言をふまえ、再発防止を徹底するための再発防止策を策定し、その中でコンプライアンス委員会の設置を重要な再発防止策として決定しておりました。ガバナンス及び内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会の設置により、役員及び従業員のコンプライアンス意識の向上及びコンプライアンスの徹底並びに社会的信用の向上を図ることを目的に設置することといたしました。

#### 2. コンプライアンス委員会の権限と職務

- (1) 委員会は、1年に1回以上開催し、委員長が招集する。また、必要に応じて、委員長は、臨時に委員会を開催することができる。
- (2) コンプライアンス委員会は、以下の事項を行う。
  - ①コンプライアンスに関わる重要事項の調査、企画、立案
  - ②コンプライアンスに関わる重要事項の取締役会への報告
  - ③コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議
  - ④コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議
  - ⑤コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
  - ⑥コンプライアンスに関する相談窓口業務
  - ⑦コンプライアンスの実施及び取り組みに関して必要と認められた事項の審議

3. コンプライアンス委員会の組織

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は、コンプライアンス規程第4条に基づき、代表取締役社長が指名します。委員は、委員長の推薦により、代表取締役社長によって任命されます。

4. コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程の制定  
日

2023年8月4日

以 上